2021年4月1日よりパートタイム・有期雇用労働法が全面施行されます。

働き方改革関連法に関する

個別相談会のご案内

例えば・・・

○同一労働同一賃金について、どこから手をつけたらいいのか分からない。
○すべての手当や賞与も見直す必要があるの？
○パートにも正社員と同じ金額の手当を払わないといけないのだろうか？
○３６協定について詳しく知りたい。
○働き方改革を実現するにあたって、利用できる助成金はないの？

など、働き方改革に関する対応等について、悩んでおられることなどありませんか？

説明会に併せて、働き方改革全般に関する個別相談会を開催します。説明会の前後に個別相談会をご利用いただくこともできますので、お気軽にご相談ください。

●場所　メートプラザ佐賀（佐賀市兵庫北3丁目8-40）

●日時　令和2年10月6日（火）
13:00～17:00

●日時　令和2年10月8日（木）
13:00～17:00

➤申込先　佐賀労働局雇用環境・均等室　〒840-0801　佐賀市駅前中央3-3-20
TEL0952-32-7218　FAX0952-32-7224

個別相談会　参加申込書（締切：各開催日の前日まで）　FAX：0952-32-7224

同一の時間帯に希望が集中した場合は、受付順とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。時間帯の変更をお願いする場合はご連絡いたします。FAX、郵送等でお申込みください。

時間	希望する時間帯に○をつけてください		相談を予定している内容（○をつけてください）
	10/6（火）	10/8（木）	
13:00～14:00			複数選択可 1　同一労働同一賃金ガイドラインに沿った対応について 2　時間外労働の上限規制について 3　年次有給休暇の確実な取得について 4　助成金制度について 5　就業規則等の見直しについて 6　その他 （　　）
14:00～15:00			
15:00～16:00			
16:00～17:00			

※相談時間は1企業60分以内とします。

事業所名

住所　　（TEL　　）

担当者職氏名

※ご記入いただきました情報は、この事業以外には使用いたしません。